

自立協働

フィールド6 自立協働

フィールド6：自立協働

～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

施策

基本計画

6-1.
安全安心な生活空間の形成

自分たちのまちを自分たちで守ります

1. 交通安全対策の推進
2. 防犯対策の推進
3. 防災体制の強化
4. 安全安心のまちづくりの推進

6-2.
消防体制の充実

大切な命と地域を守ります

1. 警防体制の充実
2. 予防体制の充実
3. 救急救助体制の充実
4. 消防団の活性化
5. 消防の広域化

6-3.
消費者の自立支援と相談体制の充実

賢い消費者、自立する消費者を目指します

1. 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化
2. 消費生活改善の意識啓発と情報提供
3. 適正な計量の推進

6-4.
男女共同参画社会の形成

男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をつくります

1. 男女共同参画の意識の高揚
2. DV対策の推進
3. 女性の政策・方針決定の場への参画促進
4. エンパワメント^{*}の支援

6-5.
人権の尊重

人権尊重のまちづくりを推進します

1. 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
2. 学校における人権・同和教育の推進
3. 人権擁護体制の充実

6-6.
地域コミュニティの充実

地域力を発揮できる体制をつくります

1. 地域コミュニティ活動への支援
2. 地域再生への体制づくり
3. 移住・定住の促進

6-7.
多様な主体による協働の推進

多様な主体が、異なる特性を補完しあい協働を推進します

1. 推進体制及び制度の整備
2. 人材の育成と自治体経営力の向上
3. 中間支援組織への支援と連携強化
4. ボランティアの推奨
5. NPO活動への支援

6-8.
国際化の推進

グローバルな視点でまちづくりを推進します

1. 国際交流の推進
2. 多文化共生社会の推進
3. 国際化を進める体制づくり

エンパワメント^{*}…組織の一員が自ら考え行動すること、あるいは、そのような自律的な行動を促し、支援すること。

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-4 安心な住宅の整備
- 1-5 公園・緑地の整備
- 1-6 港湾の整備
- 2-4 下水道施設の整備
- 2-5 安心で安全な水道事業の推進
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 6-2 消防体制の充実
- 6-6 地域コミュニティの充実

望ましい姿 自分たちのまちを自分たちで守ります

● 後期取組方針

- ①交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならない、子ども（高校生含む）から高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めます。
- ②防犯団体、警察、教育機関、行政等が連携して防犯意識の啓発に努めるとともに、防犯団体等への支援を行い活動の充実を図ります。
- ③地域防災計画の見直しを行うとともに災害時の業務継続計画*を策定します。また、市内全域への情報の収集・伝達のために、固定系防災行政無線*を基本として移動系防災行政無線*の検討や多様な方法による情報伝達体制の整備に努めます。
避難所整備や備蓄物資の充実を図るとともに、関係機関、団体、企業などとの協定や連携を強化します。さらに、自主防災組織への支援体制を強化し、防災訓練の拡充など組織活動の充実と活性化を図ります。避難行動要支援者*の支援体制を充実させ、災害による人的被害を出さないよう努めます。
- ④「新居浜市安全安心のまちづくり条例」の趣旨を市民に啓発するとともに、具体的な施策を推進するための指針となる行動計画を策定し、市・市民・事業者等が協働して安全活動に取り組みます。
管理放棄住宅の適正管理、除去、利活用等総合的な対策に取り組みます。

● 現況と課題

- ・本市における交通事故の発生状況は、近年では平成17年をピークに減少傾向にありますが、高齢者や児童・生徒の事故の件数はほぼ横這い状態です。また、主たる交通手段としての自動車への依存はますます高まっているため、交通事故を引き起こす要因は常に存在しています。そのため、交通死亡事故ゼロを目指すための各年代に応じた事故防止対策が重要です。
- ・犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、いわゆる体感治安の悪化が懸念されています。本市では、従来からの防犯団体に加え、地域での見守り活動、青パト隊、NPO法人など新たな防犯活動の展開もみられます。防犯活動は継続が必要であり、関係団体への支援を継続し、活動の強化に努める必要があります。
- ・本市では、東日本大震災を教訓に、災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画の修正及び県が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、「減災の考え方を新たな防災の基本方針として、平成27年に地域防災計画の見直しを行いました。地域防災計画に基づき、防災訓練の実施をはじめ、防災行政無線の整備、避難行動要支援者支援プランの作成などの各種対策に取り組んでいます。また、自主防災組織については、市民の防災意識の高まりで全小学校区において結成され、活動が展開されています。今後これらの活動をさらに充実強化するためには、自助・共助・公助の役割分担による防災体制の強化が求められています。
- ・近年の社会経済情勢の変化に伴い、地域における連帯意識の希薄化、匿名性、無関心層の増大等が進み、自主的な防犯機能の低下を招いています。また、高齢化や核家族化により空き家の管理が社会問題化するなどしています。本市では、平成21年9月「新居浜市安全安心のまちづくり条例」を制定しており、今後は、条例に基づく行動計画を策定し事業に取り組む必要があります。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|--------------|--------------------|--------------------|-------------|
| ■交通安全教室の開催回数 | 148回 (平成21年度) | 138回 (平成26年度) | 180回 |
| ■防犯啓発回数 | 43回 (平成21年度) | 44回 (平成26年度) | 100回 |
| ■防災訓練実施校区数 | 11校区 (平成21年度) | 15校区 (平成26年度) | 18校区 |
| ■食糧備蓄数 | 2,999食 (平成21年度) | 5,774食 (平成26年度) | 12,000食 |

業務継続計画*.....災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画。

固定系防災行政無線*...住民に対して防災情報を周知するために、屋外に設置したスピーカー等で、住民へ一斉に通報を行うシステム。

移動系防災行政無線*...住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークで、災害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システム。

避難行動要支援者*.....高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|-------------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| ■交通事故発生件数（1月～12月） | 849件 （平成21年） | 498件 （平成26年） | 480件 |
| ■犯罪発生件数（1月～12月） | 1,362件 （平成21年） | 1,018件 （平成26年） | 1,000件 |
| ■地域支援者決定済避難行動要支援者割合1名以上 | 56.0% （平成21年度） | 85.4% （平成26年度） | 100% |
| ■自主防災訓練・総合防災訓練参加者数 | 2,050人 （平成21年度） | 3,350人 （平成27年度） | 5,000人 |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|---------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-1-1 | 交通安全対策の推進 | 継続 | ・交通安全教室等の実施 ・高齢者を対象にした交通安全啓発 |
| 6-1-2 | 防犯対策の推進 | 継続 | ・新居浜地区防犯協会への支援 ・防犯灯設置への助成 |
| 6-1-3 | 防災体制の強化 | 継続 重点 | ・防災行政無線整備事業の実施 ・要配慮者・避難行動要支援者対策の充実 ・備蓄物資購入の促進 ◎自主防災組織、機能の拡充 ・業務継続計画の策定 ・避難所施設の整備 |
| 6-1-4 | 安全安心のまちづくりの推進 | 継続 | ・安全安心のまちづくり行動計画の策定 ◎管理放棄住宅の対策 |

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の推進、適切な情報提供や啓発を行うとともに、防犯意識の啓発や防犯活動団体の活動を支援します。 ・交通安全啓発に関する各種施策を充実します。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの命は自ら守るという意識で自主防災活動や地域安全活動へ参加し、防災・防犯対策を進めます。 ・運転マナーの励行と交通ルール順守に努めます。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動へ協力し、犯罪や事故の防止に配慮した施設の整備、備品等の管理、従業員等への安全教育を行います。 ・運転マナー励行と安全運転を推進します。 |

● 個別計画

- ・新居浜市地域防災計画 平成27年度策定
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画 平成27年度策定
- ・新居浜市交通安全計画 平成24年度策定
- ・避難行動要支援者支援プラン 平成28年度策定（予定）

望ましい姿 大切な命と地域を守ります

● 後期取組方針

- ① 警防体制の充実のため、体験型防災センターを併設した新消防庁舎の建設を進め、消防防災拠点施設を整備し、消防職員の適正な定員管理や車両及び資機材等の整備を計画的に実施するとともに、大島・別子山地区の防火対策を推進し、別子山地区の消防業務委託を継続します。また、消防救急無線のデジタル化運用による高度情報化を推進します。
- ② 予防体制の充実のため、予防査察員*の計画的な増員による予防査察率を向上させ、危険物施設や防火対象物*等の実態把握や違反是正の推進を図り、防火管理者選任率等の向上による、防火・防災管理体制の確立を目指します。また、平成27年度からの高圧ガス保安法等の権限移譲に伴い、危険物・高圧ガス規制により総合的な保安・防災体制の指導強化を図ります。
- ③ 救急救助体制の充実のため、応急手当等の救急講習会を充実させ、「町の救命士*」等の育成による救命率の向上を目指します。また、救急救命士等の計画的な増員を図り、救急救助技術の向上のため、各種資格取得、実技研修を実施します。さらに、メディカルコントロール体制の充実強化・救急医療情報システムICT化による医療機関と連携した円滑な救急搬送体制の構築を図ります。
- ④ 消防団の活性化のため、消防団詰所の計画的な新築移転、改築及び車両・資機材の整備、処遇の改善など環境を整備し、災害対応力を強化するとともに、消防団活動への理解を得る広報活動を推進し、地域の防火防災リーダーとして地域住民から信頼され必要とされる魅力ある消防団を目指し入団の促進を図ります。
- ⑤ 消防の広域化については、「市町村の広域化に関する基本指針」の改正を踏まえ、愛媛県消防広域化推進計画に基づき県内の動向を注視しながら検討し、住民サービスの向上と行政の効率化を図ります。

● 現況と課題

- ・ 警防体制では、職員定数の増加、消防車両や資機材、消防緊急通信指令システムの導入、雨量計の増設など計画的な整備を行ってきましたが、南海トラフ巨大地震等の発生に備え、消防防災の拠点となる消防庁舎等の新築や耐震化の促進、女性消防職員の採用を含めた適正な定員管理による総合的な消防防災体制の強化を図っていく必要があります。また、大島地区、別子山地区においては到着するまでに長時間を要するため、自衛消防力の強化が必要となっています。
- ・ 予防体制では、地域担当者制度*による自主防災組織の育成強化、プロジェクトチームによる違反是正の推進、住宅用火災警報器の普及促進及び予防査察の推進による安全対策等の徹底を図ってきましたが、全国で発生する特異災害に備えるため、防火対象物、危険物施設及び高圧ガス設備等に対し、さらなる実態把握による安全対策、防火対策の強化及び市民の防火意識の高揚などが必要となっています。
- ・ 救急救助体制では、応急手当の普及啓発拡大を目指した救急講習会の開催、AED*の公共施設等への設置、救急救助資機材の充実、救急救命士等の有資格者の養成等を行ってきました。しかし、救急件数の増大及び医師不足による円滑な救急搬送体制が困難になり、広域的な救急医療情報システムの再構築による救急医療体制の構築、高度な救急救助技術者の養成が急務になってきています。
- ・ 消防団については、地域防災のリーダーとして必要な市民指導員の養成、分団詰所の新築や改修、車両、資機材の計画的更新及び団員定数の拡大、女性消防団員の採用を行ってきました。しかし、社会情勢の変化により団員の確保及び分団活動に支障をきたす恐れがあるなど、消防団詰所の耐震化、老朽化、駐車場不足の問題もあります。
- ・ 消防の広域化については、県内1ブロックから3ブロックへと形を変えながら協議を重ねてきましたが、東予地区では、各消防本部とも現状を維持するためには、職員を増員する必要性も指摘されており、消防の広域化の推進については、中予、南予地区の動向を注視しながら協議検討を進める必要があります。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値(年度) | 計画値(平成32年度) |
|-----------------|----------------|----------------|-------------|
| ■ 消防関連施設耐震診断箇所数 | 0箇所(平成21年度) | 10箇所(平成26年度) | 13箇所 |
| ■ 防火対象物立入検査回数 | 1,038回(平成21年度) | 1,087回(平成26年度) | 1,229回 |
| ■ 救急講習会開催数 | 96回(平成21年度) | 91回(平成26年度) | 110回 |
| ■ 消防団教養訓練回数 | 24回(平成21年度) | 24回(平成26年度) | 24回 |

予防査察員*.....防火対象物や危険物施設等の火災等を予防するため、施設等に立入検査を行う消防職員
 防火対象物*.....不特定多数の人に利用される建築物等のこと。(消防法第2条)
 町の救命士*.....新居浜市が開催する3時間以上の救命講習(AEDを含む)を受講した方の名称。
 地域担当者制度*.....各地域に担当者を決めて、自主防災組織等の活動を側面からサポートする制度。
 AED*.....突然心臓停止に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| ■出火率（人口1万人当たりの火災件数）（年間） | 2.3件 （平成21年） | 2.2件 （平成26年） | 2.0件 |
| ■防火管理者選任率 | 88.1% （平成21年度） | 91.4% （平成26年度） | 100% |
| ■救命率（社会復帰）（年間） | 4.3% （平成21年） | 2.3% （平成26年） | 10.0% |
| ■消防団員の充足率 | 95.8% （平成21年度） | 94.2% （平成26年度） | 100% |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|-----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-2-1 | 警防体制の充実 | 継続 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設の建設整備 ・南消防庁舎の整備 ・消防自動車及び資機材の更新整備 ・人材育成の推進 ・離島、遠隔地の防火対策の推進 |
| 6-2-2 | 予防体制の充実 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・防火対策の推進 ・企業防災の推進 ・予防広報の推進 |
| 6-2-3 | 救急救助体制の充実 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・救急救助資機材の更新整備 ・メディカルコントロール体制の確立 ・AED等応急手当の普及啓発 ・救助隊員、救急救命士等の資格取得 |
| 6-2-4 | 消防団の活性化 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の環境整備 ・消防分団詰所等の整備 ・消防団車両、資機材の更新整備 ・消防団広報の推進 |
| 6-2-5 | 消防の広域化 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防広域化の検討 |

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|---------------------------------------------|
| 行政 | 火災事故等の各種講習会や法令説明会等を実施し、あらゆる災害に因る被害の軽減を図ります。 |
| 市民 | 消防団への入団や初期消火、救急講習等、自主防災組織活動への積極的な参加を行います。 |
| 事業者 | 消防団への従業員の入団促進や大災害時に連携します。 |

● 個別計画

- ・新居浜市地域防災計画 平成27年度策定
- ・愛媛県消防広域化推進計画 平成20年度策定
- ・新居浜市水防計画 毎年策定

望ましい姿 賢い消費者、自立する消費者を目指します

● 後期取組方針

- ①消費生活相談員の専門知識及び相談対応能力向上により、迅速、適切な助言、斡旋を行うなど、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、関係機関、消費者団体、法律の専門家等との連携を強化し、消費者被害の未然防止、あらたな消費者問題の対応にあたります。
- ②最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページ、広報紙、CATVなど様々な広報媒体を活用し消費生活改善の意識啓発、情報提供を行います。また、消費者の自立支援を目指し、消費者講座や出前講座、消費生活展、講演会等により消費生活学習の場を提供します。
- ③適正な計量取引を確保するため、特定計量器*の定期検査や量目立入検査*などの計量体制を充実、強化するとともに、消費者の計量思想の普及・啓発に取り組みます。

● 現況と課題

- ・消費者を取り巻く環境は、スマートフォンの急速な普及によるネットトラブルが若年者層から高齢者層にも及び、判断力が弱い高齢者層をターゲットにした悪質な還付金詐欺や電話勧誘による契約などについての相談が増加しています。
- ・平成21年9月には消費者庁が創設され、本市においても、平成22年4月に消費者安全法に基づく、消費生活センターを設置しました。今後さらに複雑、多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を充実するとともに、消費者啓発や情報提供、消費者教育の推進、関係機関、団体等の連携に努めていかなければなりません。
- ・平成16年に愛媛県から計量法に関する業務が権限委譲され、今後さらに適正な計量取引の確保に努める必要がありますが、消費者が積極的に適正計量に参画できる機会が限られているため、計量思想の普及啓発が必要です。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| ■消費者講座、出前講座開催回数 | 11回 (平成21年度) | 24回 (平成26年度) | 30回 |
| ■量目立入検査店舗数 | 10店 (平成21年度) | 10店 (平成26年度) | 10店 |

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| ■あっせん件数 | 82件 (平成21年度) | 135件 (平成26年度) | 99件 |
| ■解決金額 | 3,680万円 (平成21年度) | 4,149万円 (平成26年度) | 5,000万円 |
| ■消費生活センター（相談窓口認知度） | 60.0% (平成16年度) | 75.0% (平成26年度) | 90.0% |
| ■消費者講座、出前講座参加人数 | 365人 (平成21年度) | 710人 (平成26年度) | 800人 |
| ■量目立入検査・不適正（不足）率 | 2.8% (平成21年度) | 3.9% (平成26年度) | 2.0% |

特定計量器*……取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして定めるもの（計量器法第2条第4項）

量目立入検査*……市民の消費生活の安全を守るため、計量法第148条の規定に基づき、日常消費される商品を製造及び販売する事業所への立入検査を行うこと。

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|------------------------|----------|-----------------------------------|
| 6-3-1 | 消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化 | 継続 重点 | ・消費生活相談の充実 ・出張相談の実施 |
| 6-3-2 | 消費生活改善の意識啓発と情報提供 | 継続 | ・消費者のつどいや学習講座の開催 ・みんなの消費生活展の開催 |
| 6-3-3 | 適正な計量の推進 | 継続 | ・特定計量器定期検査 ・計量関係事業者立入検査 |

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 行政 | 消費者啓発、消費者教育の実施等の施策を実施し、消費者の自立を支援するとともに、迅速、適切な消費生活相談を実施します。 |
| 市民 | 自ら進んで、消費生活に関して、必要な知識を修得し、必要な情報を収集する等自主的に行動します。 |
| 事業者 | 消費者に供給する商品及び役務について、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保します。 |

● 個別計画

- ・地方消費者行政活性化基金に係る市町村推進プログラム 平成26年度策定
(平成27年度～平成30年度)

望ましい姿 男女が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をつくります

● 後期取組方針

- ①男女共同参画審議会で市民意識調査の結果について検証し、今後の意識改革の取組方等について検討を行います。また、市民に市政だより等で講演会等への参加を広く呼びかけるとともに、各種団体等への参加呼びかけも積極的に行います。
- ②DV相談窓口のお知らせについては、配偶者暴力相談支援センター*の認知度を高めるため、市政だより、市ホームページへの掲載、パンフレットなどにより、今後も広くPRに努めていくとともに、関係機関、庁内関係課等との連携、協力体制の強化を図り、DV被害者支援を行います。また、教育委員会等とも連携、協力しながら、予防的な対策（デートDVに対する教育など）の推進に努めます。
- ③委員会・審議会等への女性の参画に向けて、男女いずれか一方の委員が委員総数の40%未満としないことを当面の目標とし、今後一層推進するとともに、委員改選時には女性の登用を積極的に行うよう努めます。
- ④女性総合センターの施設整備については、今後計画的に整備を行います。
- ⑤すべての女性が生き方に自信と誇りを持って輝くことができ、男性も女性も共に暮らしやすい社会の実現を目指し、市全体で女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む環境整備に努めます。

● 現況と課題

- ・男女共同参画に対する意識は、浸透してきているが、まだ十分とは言えない状況です。また推進については、毎年フォーラム、講演会等を開催し多くの方が参加していますが、参加者が固定化傾向にあるため、もっと年齢を問わず広く多くの方に参加してもらうような工夫、努力が必要です。
- ・DV相談については、相談件数が年々増加し内容が多様化してきている中、「相談する所（窓口）があるのを知らなかった。」というDV被害者の声を聞くことがあるため、できるだけ多くのDV被害者支援ができるよう、もっと広くPRしていく必要があります。DV対策の推進については、現在はDV被害者支援等を中心に行っており、今後は予防的な対策の推進にも力を入れていく必要があります。
- ・委員会、審議会等への女性の参画率が、近年同率（30%弱）のまま推移しているため、目標値達成に向けての対策を講じる必要があります。
- ・女性総合センターの施設整備については、現在は緊急対応となっているため、今後は計画的に行っていく必要があります。
- ・人口減少社会の中、持続可能な地域を創っていくには、女性が十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する必要があります。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|--------------|------------------|------------------|-------------|
| ■講演会等実施回数 | 28回 （平成21年度） | 31回 （平成26年度） | 35回 |
| ■DV被害者相談実施日数 | 242日 （平成21年度） | 295日 （平成26年度） | 295日 |
| ■DV防止啓発実施回数 | 7回 （平成21年度） | 3回 （平成26年度） | 10回 |

配偶者暴力相談支援センター*・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づいて設置されるもので、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談または相談機関の紹介、支援に関する基本的な情報提供及び援助、被害者の安全確保や一時保護並びに自立のための情報提供及び援助などを行う。

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| ■「夫は職業活動、妻は家事育児に専念する」を肯定する割合 | 35.4% （平成21年度） | 25.0% （平成26年度） | 20.0% |
| ■DV被害者相談件数 | 323件 （平成21年度） | 642件 （平成26年度） | 500件 |
| ■審議会などの委員の女性参画率 | 29.6% （平成21年度） | 29.2% （平成26年度） | 50.0% |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | 取組区分 | 主な取組内容 |
|--------------------------|----------|---------------------------------------------|
| 6-4-1 男女共同参画の意識の高揚 | 継続 重点 | ◎男女共同参画の推進 ◎女性活躍の取組の推進 ◎独身男女の出会いの場の創出 |
| 6-4-2 DV対策（支援及び予防）の推進 | 継続 | ・DV相談 ・DVに関する意識啓発 |
| 6-4-3 女性の政策・方針決定の場への参画促進 | 継続 | ・審議会等への女性の登用促進 ・若手女性リーダーの育成 |
| 6-4-4 エンパワーメントの支援 | 継続 | ・女性総合センターの計画的な整備 |

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 行政 | フォーラム、講演会等の男女共同参画社会づくり事業を多く実施し、男女共同参画に対する意識の高揚に努めます。 |
| 市民 | フォーラム、講演会等の男女共同参画社会づくり事業に、積極的に協力また参加するように努めます。 |
| 事業者 | ワーク・ライフ・バランス [*] への取組など、男女共同参画社会の形成を目指した取組に努めます。 |

● 個別計画

- ・男女共同参画計画 平成22年度策定

【関連施策】

- 4-4 障がい者福祉の充実
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 5-4 学校教育の充実
- 6-4 男女共同参画社会の形成
- 6-8 国際化の推進

望ましい姿 人権尊重のまちづくりを推進します

● 後期取組方針

- ①市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身につくよう人権教育・啓発を推進し、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に現れるよう、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、長期的な展望に立った、より実践的な学習活動に努めます。
- ②教職員における人権・同和教育観の確立と指導力の向上に資する研修活動の充実を図ることによって、差別解消に取り組む児童・生徒を育成します。また、幼・保・小・中・高等学校間の連携や保護者・地域住民との連携により、地域ぐるみで正しい人権・同和教育に対する理解を深め、差別解消に向けた実践力を高めるよう努めます。
- ③社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別、いじめや虐待、暴力など、さまざまな人権侵害による被害者救済のため、相談体制の充実を図ることが必要であり、複雑・多様化している人権に関する相談に対応するため、国、県、市及び人権擁護関係機関との連携、協力に努めます。

● 現況と課題

- ・社会的身分、門地、人種、信条、性別等による差別は今なお存在しており、今後も継続した啓発学習活動に取り組むことが必要です。
- ・小・中学校の人権・同和教育主任が中心となり、校内での同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する共通理解や教職員の力量を高める研修の充実を図っています。今後は、幼・保・小・中・高等学校間や保護者・地域住民との連携をさらに図り、人権・同和教育を学習する場への住民の参加率向上を目指すことが必要です。
- ・さまざまな人権に関する相談が増加するとともに、複雑・多様化しており、相談体制の充実や人権擁護関係機関との連携、協力等人権擁護体制の充実を図ることが必要です。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|------------------|------------------|------------------|-------------|
| ■人権啓発活動事業の実施回数 | 3回 (平成21年度) | 3回 (平成26年度) | 4回 |
| ■お茶の間人権教育懇談会実施回数 | 111回 (平成21年度) | 110回 (平成26年度) | 120回 |
| ■講座・セミナー実施回数 | 119回 (平成21年度) | 156回 (平成26年度) | 160回 |

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| ■人権啓発活動事業の参加者数 | 1,125人 (平成21年度) | 883人 (平成26年度) | 1,200人 |
| ■お茶の間人権教育懇談会参加者数 | 1,058人 (平成21年度) | 1,055人 (平成26年度) | 1,150人 |
| ■講座・セミナー参加者数 | 4,294人 (平成21年度) | 10,694人 (平成26年度) | 11,000人 |
| ■校区別人権・同和教育懇談会参加者数 | 10,258人 (平成21年度) | 9,234人 (平成26年度) | 11,000人 |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|----------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-5-1 | 社会における人権・同和教育及び啓発の推進 | 継続 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ・お茶の間人権教育懇談会、講座・セミナーの実施 ・差別をなくする市民の集い、人権講演会の開催 ・身元調査お断り運動の推進 |
| 6-5-2 | 学校における人権・同和教育の推進 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・校区別人権・同和教育懇談会の実施 ・小中学校人権・同和教育研究大会の実施 |
| 6-5-3 | 人権擁護体制の充実 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談体制の充実 ・人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進 |

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる場を通じた人権・同和教育の推進及び啓発に努めます。 |
| 市民 | 一人ひとりが人権問題を自分のこととしてとらえ、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に現れるよう人権感覚を養っていくよう努めます。 |
| 事業者 | 社会を構成する一員として一人ひとりの人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりと人にやさしい企業活動に努めます。 |

● 個別計画

- ・新居浜市人権施策基本方針 平成 25 年度策定

| 【関連施策】 | |
|--------|---------------|
| 2-3 | ごみ減量の推進 |
| 4-2 | 地域福祉の充実 |
| 5-2 | 地域づくりの推進 |
| 6-1 | 安全安心な生活空間の形成 |
| 6-7 | 多様な主体による協働の推進 |

望ましい姿 地域力を発揮できる体制をつくります

● 後期取組方針

- ①魅力ある地域づくりを目的とした自主的なコミュニティ活動を支援し、各自治会の活性化を図ります。自治会集会所の整備（新築工事）については、支援を継続し計画的な建設整備を順次図ります。また、自治会関連設備の補修等についても必要な支援を行います。自治会加入促進については、新たに自治会加入促進アンケートを実施し、その結果を今後の加入促進活動につなげるとともに、自治会運営の手引きの作成などソフト面の支援を行い充実を図ります。市職員の自治会加入についても、周知啓発研修等により促進に努め、職員が専門性をもって地域のまちづくりに取り組む体制づくりを検討します。また、防犯灯維持管理事業、広報活動等事業、コミュニティ活性化事業[※]等の各種交付金については、見直しを行いながら充実を図り、自治会活動の活性化を支援します。
- ②既存組織の地域活動の枠を越え、連携協力を促進するネットワーク型のまちづくり[※]を推進するための新しい仕組みづくりを検討するとともに、地域課題を市民と行政が協働で解決するまちづくり活動や地域が主体的に取り組む事業の総合的な支援のあり方を検討します。
- ③移住相談窓口の設置やなど移住支援体制の整備・充実を図るとともに、大学生等のUターン[※]の促進など本市への移住を促進します。また、三世代同居・近居への支援など、本市からの転出を抑制します。
主に首都圏在住のアクティブシニア（活動的な元気なシニア層）の本市への移住を促進するため、全国初の企業城下町版CCRC[※]の導入を促進します。

● 現況と課題

- ・自治会のコミュニティ活動の拠点施設である自治会館や放送塔・掲示板などの関連設備については老朽化が進むとともに、自治会員の減少などにより自治会の財政基盤等が弱まっているため、より強力な支援が求められています。自治会加入率が減少傾向にあり、会員の減少により自治会活動に支障が出ているため、自治会加入を促進する必要があり、さらに、市職員についても自治会加入率の向上と地域活動等への積極的な参加が求められています。
- ・地域のまちづくりを推進するために、自治会をはじめ様々な団体が活動していますが、個々の目的に限定され、横断的な連携を図るためのネットワークが不足しており、地域で総合的にまちづくりを推進する組織が求められています。地域課題解決に向けて取り組む市民活動を支援する体制整備が必要です。
- ・本市では、ここ数年、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が続いていることから、その改善に向け、移住相談・支援体制の整備充実や本市出身者の地元への就職などのUターン[※]の促進、本市への移住・定住の促進を図る必要があります。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|-------------------------|-------------------|------------------|-------------|
| ■自治会館建設補助延べ件数（昭和55年度以降） | 81件 （平成22年度まで） | 85件 （平成26年度） | 91件 |
| ■コミュニティ活性化事業の実施事業数 | — | 69事業 （平成26年度） | 54事業 |
| ■移住相談件数（年間） | — | — | 40件 |

コミュニティ活性化事業[※]・・・校区の自治会、公民館、各種団体が連携し、地域課題を自分たちで解決し、校区ごとのコミュニティ再生を図る事業
 ネットワーク型のまちづくり[※]・・・まちづくりを自治会だけでなく、個人やNPOなどの団体と対等な立場で連携を図り、地域で総合的にまちづくりを推進していくこと。
 CCRC[※]・・・首都圏等に住む高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり。

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| ■自治会加入率 | 69.1% （平成21年度） | 66.6% （平成26年度） | 75.0% |
| ■コミュニティ活動に対する市民満足度 | 18.3% （平成20年度） | 20.7% （平成26年度） | 25.0% |
| ■相談窓口等を通じた移住者数（年間） | — | — | 30人 |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|----------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-6-1 | 地域コミュニティ活動への支援 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設等の整備 ・地域コミュニティ活動への支援 |
| 6-6-2 | 地域再生への体制づくり | 継続 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動への支援(再掲) ◎ネットワーク型のまちづくりの検討 |
| 6-6-3 | 移住・定住の促進 | 新規 重点 | <ul style="list-style-type: none"> ◎移住支援体制の整備・充実 ◎お試し移住・空き家バンク*制度の導入 ◎若者定住・移住のための事業の実施 ◎企業城下町版CCRCの導入 |

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 行政 | 自治会への財政的支援並びにソフト面での活動支援などの充実強化に努めます。 |
| 市民 | 自らの地域づくりに主体的、積極的に取り組み、自治会活動の活性化に努めます。 |
| 事業者 | 地域コミュニティづくりが円滑に実施されるように配慮した取組に努めます。 |

空き家バンク*…空き家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組み。

多様な主体が異なる特性を補完しあい協働を推進します

● 後期取組方針

- ①協働を本市全体の仕組みとしていくために、方針の徹底や連携の促進、また成果の共有を図る庁内外の推進体制の整備を行い、市民提案制度^{*}による協働を具体的に推進する制度を整備します。
- ②協働を担う人材育成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組みます。
- ③NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役として機能する中間支援組織が社会的に認知されることが、市民活動の活性化や協働環境の整備にもつながることから、中間支援組織への支援や対等なパートナーシップに基づく積極的な連携とみんなで話し合える場の創設を図ります。
- ④市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりにいかすため、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。
- ⑤さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、その活動がさらに活性化するような側面的支援を行います。

● 現況と課題

- ・行政が独占的に「公」を担うのではなく、NPOや企業等異なる特性を持つ地域の多様な主体が自立・連携して社会全体の公共サービスの充実を図る「新しい公共」の創出が求められています。
- ・まちづくりにおける「人材」の重要性を考慮し、マネジメント力の向上に繋がる人材育成が必要であるとともに、市職員にも協働への意識改革や能力開発が求められています。
- ・市民社会の成熟には、NPO間や企業・行政との連携を仲介したり、関連情報の集発信や相談対応を行い各団体の活動上の課題解決や自立を支援することによりNPO等民間の公益活動がいきいきと展開されるための環境整備を行うとともに、市民意見をとりまとめた政策提言を行ったりする中間組織の存在が重要となってきています。
- ・若者や団塊世代のまちづくりへの関心も高まっており、ボランティア活動を紹介するイベントなどが開催されていますが、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制の充実が求められています。
- ・独自の事務所を持たないNPOが多く、会議や作業場所、機器の提供などの支援や法人格を取得するための支援などが望まれています。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値(年度) | 計画値(平成32年度) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| ■人材育成研修・交流会の開催数 | 9回 (平成21年度) | 11回 (平成26年度) | 12回 |
| ■公共施設愛護事業 [*] 登録件数 | 76件 (平成21年度) | 99件 (平成26年度) | 106件 |

市民提案制度^{*}……市民との協働事業を推進するため、市民の視点で専門性、先駆性などのノウハウを生かした提案（事業アイデア）を募集する制度

公共施設愛護事業^{*}……登録した市民が自発的に身近な道路、河川、公園その他公共施設に一定範囲を継続的に清掃・除草する事業。

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成 32 年度） |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|
| ■協働による事業提案数 | 14 事業 （平成 21 年度） | 9 事業 （平成 26 年度） | 35 事業 |
| ■公共施設愛護事業参加者数 | 3,619 人 （平成 21 年度） | 4,608 人 （平成 26 年度） | 4,800 人 |
| ■NPO法人数 | 23 法人 （平成 21 年度） | 33 法人 （平成 26 年度） | 43 法人 |
| ■NPOやボランティア活動に対する市民満足度 | 10.4% （平成 20 年度） | 8.4% （平成 26 年度） | 20.0% |

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|-----------------|----------|-----------------------------------------------------------|
| 6-7-1 | 推進体制及び制度の整備 | 継続 | ・市民提案による協働の推進 ・公共施設愛護事業の推進 |
| 6-7-2 | 人材の育成と自治体経営力の向上 | 継続 | ・協働を担う人材の育成 ・職員研修による能力開発 |
| 6-7-3 | 中間支援組織への支援と連携強化 | 継続 重点 | ・まちづくり協働オフィス [※] の運営 ・中間支援組織へのサポート |
| 6-7-4 | ボランティアの推奨 | 継続 | ・出前講座でのボランティア講師の活用 ・公共施設愛護事業の推進（再掲） ・花いっぱいのもちづくりの推進 |
| 6-7-5 | NPO活動への支援 | 継続 | ・まちづくり協働オフィスの運営（再掲） |

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|---------------------------------------------------|
| 行政 | 推進体制や制度の整備、職員の意識改革・能力開発等を行い、協働を推進します。 |
| 市民 | ボランティアへの参加やNPOや市民活動団体等の市民セクターの交流促進を行い、協働の推進に努めます。 |
| 事業者 | 企業の社会的貢献活動（CSR活動）等を行い、協働の推進に努めます。 |

● 個別計画

- ・市民活動の推進に関する指針.....平成 15 年度策定
- ・協働事業推進のためのガイドライン.....平成 22 年度改定

まちづくり協働オフィス[※]・・・公益的な市民活動を総合的に支援し、市民活動団体間の相互交流を促進するとともに、市民と行政の対等なパートナーシップに基づく協働のまちづくりを推進する拠点。

望ましい姿 グローバルな視点でまちづくりを推進します

● 後期取組方針

- ① 友好都市*との交流については、行政主体から民間主体による交流を目指し継続するとともに、市民レベルでの交流を検討します。また、外国人と触れ合える機会を提供し、外国との交流を推進します。
- ② 本市での外国人の生活等支援のため、より多くの情報について多言語で翻訳し提供していきます。また、市民と外国人のコミュニケーションを支援するため、日本語教師養成講座をより広く周知し、日本語教師を養成するとともに、より多くの外国人が日本語教室に通えるよう環境整備に努めます。また、多文化共生の意識啓発として講演会などを開催します。
- ③ 国際化都市づくり委員会*を毎年継続して開催し、国際化に関する情報交換や共有、協力依頼を行います。また、国際化ボランティア登録*を行い、いろいろな場合に対応できるシステムを確立するとともに、窓口での相談や情報の収集、発信体制の充実に努めます。

● 現況と課題

- ・ 友好都市である中国徳州市とは、研修生の受け入れなど経済交流が盛んに行われてきましたが、今後は市民レベルでの交流が進むよう交流のあり方を見直す必要があります。また、友好都市に限らず、小・中・高校生や市民が外国との交流を推進する必要があります。
- ・ 本市における外国人が増加したことともない、市政情報などの多言語化を推進するとともに、日本語を習う外国人に対し、日本語教師を増やす必要があります。また、市民が外国人と交流する機会が少なく、多文化共生の意識が育ちにくいいため、継続的な意識啓発が必要です。
- ・ 各種団体が個々に国際化に関する活動を行っているため、外国人のための情報を一括する窓口やお互いの情報を共有し、相互協力を行うネットワークづくりが求められています。

● 活動指標と計画値

| 活動指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 計画値（平成32年度） |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| ■ 国際関係講座・イベント開催回数 | 9回 (平成21年度) | 10回 (平成26年度) | 11回 |
| ■ ボランティア日本語教師養成講座受講者数 | 11人 (平成21年度) | 7人 (平成26年度) | 20人 |

● 成果指標と目標値

| 成果指標 | 計画策定時 | 現況値（年度） | 目標値（平成32年度） |
|-----------------|------------------|------------------|-------------|
| ■ 国際交流に対する市民満足度 | 6.1% (平成20年度) | 5.8% (平成26年度) | 10.0% |
| ■ ボランティア日本語教師数 | 30人 (平成21年度) | 27人 (平成26年度) | 35人 |

友好都市*.....親善と文化交流を目的として特別に提携をした二国間の都市
 国際化都市づくり委員会*...国際交流の総合的な推進を図ることを目的に、市民活動団体や企業、学識経験者などにより組織された委員会。
 国際化ボランティア登録*...外国人の生活支援に関連するボランティア（通訳・翻訳・病院への付き添い・ガイド・講演など）の登録制度。

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

| 基本計画 | | 取組区分 | 主な取組内容 |
|-------|--------------|----------|-------------------------------|
| 6-8-1 | 国際交流の推進 | 継続 | ・友好都市等との交流 |
| 6-8-2 | 多文化共生社会の推進 | 継続 重点 | ・意識啓発及び日本語教室の開催 ・国際交流活動の推進 |
| 6-8-3 | 国際化を進める体制づくり | 継続 | ・国際化都市づくり委員会等の開催 |

● 協働のまちづくりのための取組

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 行政 | 多文化共生のまちづくりのためのコーディネーターとして情報発信を行うなど、環境整備に努めます。 |
| 市民 | それぞれの国の違いについて正しく知り、理解し認め合い、多文化共生の意識をもちます。 |
| 事業者 | 外国人の研修生、労働者の受入れとケアを行います。(雇い主) 外国人への偏見をなくし、平等な対応をしていきます。(販売者) |

● 個別計画

- ・新居浜市国際化基本計画 平成 20 年度策定

